

しまねU I ターンテレワーク支援事業費補助金交付要綱

制 定：令和2年10月16日付けしま暮第168号
一部改正：令和3年 3月16日付けしま暮第311号
一部改正：令和4年 3月29日付けしま暮第336号
一部改正：令和5年 3月27日付けしま暮第300号

(通 則)

第1条 しまねU I ターンテレワーク支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に当たっては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法人事業者 法人格を有する事業者（国又は地方公共団体が経営し、若しくは出資し、又は設立したものを除く。）をいう。
- (2) テレワーク 在宅勤務その他の労働者が雇用されている事業場における勤務に代えて行う事業場外における勤務（島根県内の本社、支社、本店、支店、事業所、営業所、事務所、子会社、関連会社等への転勤、出向及び転籍に伴うものを除く。）であって、情報通信技術（携帯音声通信を除く。以下同じ。）を利用して行うものをいう。
- (3) シェアオフィス 島根県内の施設（専ら住所又は居所として利用するものを除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 法人事業者が雇用している労働者を島根県でテレワークさせる場合において、その勤務場所として適切であると当該法人事業者が認めるもの。
 - イ 個人事業者が島根県に居住しながら島根県以外の区域（以下「県外」という。）で事業を営む事業者（以下「県外事業者」という。）と情報通信技術を利用して取引を行う場合において、当該個人事業者が事業場（活用にあたって使用料が発生するものに限る。）として活用し、かつ、当該施設の使用料が契約書その他の書類を確認することにより事業場として活用されることが明確であると知事が認定するもの。

(補助目的)

第3条 本補助金は、雇用する労働者が島根県に居住し、テレワークをする法人事業者又は島根県へ移住し、情報通信技術を利用して県外事業者と取引を行う個人事業者に対して、予算の範囲内において必要な経費の一部に対する補助金を交付することにより、当該法人事業者又は個人事業者の経済的負担の軽減を図り、もって県外からの移住を促進することを目的とする。

(補助対象者の要件)

第4条 この要綱において、補助の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の表の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ右欄に定める要件を全て満たしている者として知事が認めるものとする。

事業者	要件
法人事業者	(1) 当該法人事業者が雇用する労働者で補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）から3か月前に現に県外に居住し、かつ、県外の事業場で勤務しているものを、島根県

	<p>に当該申請の日以降交付対象事業実施期間の日数の2分の1以上居住させ、当該労働者に島根県においてテレワークをさせる法人であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)でないこと。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。</p> <p>(7) 宗教又は政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。</p> <p>(8) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。</p>
法人に従事する者	<p>法人事業者が雇用する労働者であって、この表の「法人事業者」の項右欄の(1)の要件に該当する状態でテレワークをするもの(以下「対象労働者」という。)であること。</p>
個人事業者	<p>(1) 交付申請日から3か月前に現に県外に居住している者で島根県へ移住し、同県において事業を開始し、又は同県において事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを同県に移転するもの(同県において当該交付申請日以降交付対象事業実施期間の日数の2分の1以上居住し、かつ、情報通信技術を利用して県外事業者と取引を行う者に限る。)であること。</p> <p>(2) 「法人事業者」の項右欄の(2)から(8)までに掲げる要件を全て満たしていること。</p>

2 前項の表「法人事業者」の項右欄の(1)の要件及び同表「法人に従事する者」の項右欄の(1)の要件に掲げる法人事業者が雇用する労働者については、「法人事業者」「法人に従事する者」のいずれか一方のみでの申請を認める。

3 第1項の規定にかかわらず、当該年度の前年度において補助金の交付を受けた者で当該年度においても交付対象事業を実施するものについては、当該者を補助対象者とすることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該者を補助対象者から除外することができる。

(1) 補助対象者の要件に該当するかどうか、補助対象経費が適正に支出されたもの

であるかどうか等を確認するための書類として知事が別に指定するものについて、
 正当な理由なく提出を拒否した場合

(2) 知事が補助対象者として適当でないと判断する場合

(補助対象経費等)

第5条 この交付要綱において、補助対象経費、補助上限額及び補助金の額については、
 次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費は、当該補助金の交付決定を受けた日
 の属する年度の末日までに支払いを完了しているものに限る。

補助対象経費	補助上限額	補助金の額
通信環境整備費 対象労働者又は前条第1項の表「個人事業者」の項右欄の(1)の要件に該当する状態で県外事業者と取引を行う個人事業者（以下「対象個人事業者」という。）が行う当該テレワーク又は当該取引（以下「対象業務」という。）を実施するのに必要な情報通信技術を活用するための経費で次に掲げるもの（契約書等で確認できるものに限る。） (1) 回線工事費 (2) 契約料又は登録料 (3) 市町村等への加入負担金	対象労働者又は対象個人事業者一人につき 80 千円	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額で補助上限額の範囲内の額
通信費 対象業務を行うための通信に係る経費で次に掲げるもの（月額換算であって契約書等で確認できるものに限る。） (1) 通信回線使用料 (2) プロバイダ料 (3) モデム、ONU 又はルーターのリース料	対象労働者又は対象個人事業者一人につき 5 千円/月	
シェアオフィス使用料 対象業務を行うために必要なシェアオフィスの使用料（月額換算、かつ、対象業務の実施に当たって必要な最小限の施設であると知事が認めるものであって契約書等で確認できるものに限る。）	対象労働者又は対象個人事業者一人につき 25 千円/月	
事業場への出張交通費 対象労働者が対象業務を円滑に実施するにあたって当該労働者を雇用する法人事業者が必要と認める、当該法人事業者の県外に所在する事業場	対象労働者一人につき 50 千円/月	

<p>への出張（毎月1回に限る。）に係る移動に要する経費で次に掲げるもの（知事が県の旅費規程等に照らし経済的かつ合理的と認める経路及び方法によるものに限る。）</p> <p>(1) 鉄道賃 (2) 航空賃 (3) バス料金 (4) 船賃 (5) 車賃</p> <p>個人事業者の場合は、特定の法人と業務委託契約を締結しており、業務委託先への出張が必要であると認められる場合のみ対象とする。</p>		
--	--	--

- 2 前項に規定する補助対象経費は、消費税及び地方消費税に相当する部分は含まない。また、対象労働者が従事する企業からテレワークを実施するにあたり支給される手当及び実費支給される経費に相当する部分は含まない。
- 3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 通信費、シェアオフィス使用料及び法人事業者の事業場への出張交通費は、対象労働者又は対象個人事業者の同一人ごとに通算して12月支払い分までを補助対象経費とする。この場合において、前条第2項の規定により補助対象者となった者に係る前段の規定による補助対象経費の算出については、過年度に交付の対象となった期間を合算して通算するものとする。
- 5 居宅の回線を利用する場合の通信費に係る補助対象経費は、以下により算出する。
補助対象経費＝（通信費月額）×（勤務日数／対象月の日数）×（8時間／24時間）
ただし、居宅の回線を利用する場合であっても、定額制の場合は全額補助対象経費とする。
- 6 法人事業者の事業場への出張交通費の（5）車賃については、職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第11号）第6条第5項及び第17条並びに職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）第4条第1項第3号に基づき算出する。
- 7 第4項に規定する期間の合算については、予算措置された範囲に限ることとし、翌年度の事業実施を保證するものではない。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときには、交付対象事業の事業開始日までに、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定及び交付条件）

第7条 知事は、前条の規定により、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、交付対象事業の実施に要する経費のうち必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金の額を決定し、様式第3号により申請をした補助対象者に通知する。

- 2 知事は、適正な交付を行うために必要と認める場合は、条件を付して交付決定することができる。

(変更等の交付申請)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する変更を行うときは、変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業を中止するとき
- (2) 補助対象経費に対して2割を超える減額又は増額が必要なとき
- (3) 事業内容の主要な部分に関わる変更があるとき
- (4) その他知事が必要と認める場合

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた補助対象者は、事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告が適正であると認めたときは、様式第5号により、補助金の額の確定を通知するものとする。

(帳簿等の保管)

第11条 補助対象者は、交付対象事業の経理について、交付対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5カ年間保管しなければならない。

(二重補助の禁止)

第12条 この補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の助成金の交付を受けてはならない。ただし、市町村が定める助成金についてはこの限りでない。

(補助金の交付決定の取消等)

第13条 知事は、第7条の規定により交付決定を受けた補助対象者が規則第14条第1項各号に該当したとき、補助対象者からの申請内容に虚偽があることが発覚したとき又は第4条第3項の規定により知事が補助対象者を除外したときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象経費のうち当該取消に係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

附則（一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。